平成３０年（再イ）第１０号
兵庫県姫路市久保町122番地　グランドハイツ405
再生債務者　本谷　暢禄
1　決議に付する再生計画案　平成30年５月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月１日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月８日まで
平成30年５月11日　神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（再イ）第３５号
福岡市博多区板付３丁目22番504号　県営板付団地22棟
再生債務者　高松千穂美
1　決議に付する再生計画案　平成30年５月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月１日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月１日まで
平成30年５月11日　福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（再イ）第５４号
福岡県糟屋郡新宮町下府６丁目10番23号ルート新宮駅前Ｂ102号
再生債務者　毛利　伸一
1　決議に付する再生計画案　平成30年５月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月１日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月１日まで
平成30年５月11日　福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（再イ）第５７号
福岡市城南区鳥飼５丁目13番24―103号
再生債務者　大村　　毅
1　決議に付する再生計画案　平成30年５月１日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月１日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月１日まで
平成30年５月11日　福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（再イ）第６８号
福岡県糟屋郡宇美町貴船５丁目９番27号
再生債務者　宮木　寛顕
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月19日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月１日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月１日まで
平成30年５月11日　福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（再イ）第７３号
福岡市東区原田１丁目９番12―103号
再生債務者　甲斐　亮平
1　決議に付する再生計画案　平成30年５月１日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月１日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月１日まで
平成30年５月11日　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（再イ）第６４号
岡山市南区大福1053番地６
再生債務者　上田　真弥
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月４日まで
平成30年５月14日　岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（再イ）第４０号
福岡市西区横浜３丁目33番10―201号
再生債務者　山本　弘樹
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月４日まで
平成30年５月８日　福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（再イ）第５６号
福岡県春日市大土居１丁目110番地　レークサイドパークⅡ・202号
再生債務者　金子　和満
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月４日まで
平成30年５月７日　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（再イ）第１１号
福岡県直方市大字感田1851番地　503号
再生債務者　安永　一成
1　決議に付する再生計画案　平成30年５月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月４日まで
平成30年５月14日　福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（再イ）第３７号
青森市桜川３丁目３番３号
再生債務者　高杉圭之輔
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月11日まで
平成30年５月14日　青森地方裁判所民事部再生係

平成３０年（再イ）第２号
高知市大津乙273番地１　リオン201号
再生債務者　山下　孝文
1　決議に付する再生計画案　平成30年５月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月11日まで
平成30年５月14日　高知地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成３０年（再イ）第１３号
大阪府東大阪市稲田上町１丁目20番17号メゾンドゥＴ２ＷＯ205号
再生債務者　橋村　智博
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成30年５月11日　大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成３０年（再ロ）第２号
岐阜県各務原市鵜沼朝日町３丁目10番地１（クレールＶ102）
再生債務者　貞永　孝雄
1　決定年月日時　平成30年５月10日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月31日まで
4　一般異議申述期間　平成30年６月14日から平成30年６月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（再ロ）第２４号
埼玉県桶川市大字加納２番地の１シャトレー町田Ａ―202号（旧住所埼玉県久喜市久喜東１丁目20―40―201）
再生債務者　小野　祐輔
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月１日まで
4　一般異議申述期間　平成30年６月15日から平成30年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成３０年（再ロ）第７号
福岡市東区松田３丁目17番７―810号
再生債務者　中尾　勝治
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月６日まで
4　一般異議申述期間　平成30年６月13日から平成30年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（再ロ）第７号
東京都府中市四谷６丁目６番地の17
再生債務者　高橋　　稔
1　決定年月日時　平成30年５月14日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月11日まで
4　一般異議申述期間　平成30年６月25日から平成30年７月17日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部